

第 1 4 回農業委員会総会議事録

平成 2 8 年 2 月 5 日 (金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第48号から第50号)
日程第4 議事(議案第47号から第49号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出席委員(22人)

1番	若林 俊明	2番	横山 實
3番	森田 啓介	4番	松山 宗則
5番	舟木 康眞	6番	永森 薫
7番	明石 茂	8番	前田 進
9番	土合 正夫	10番	城石美枝子
11番	山谷 孝芳	12番	村上 利之
13番	前田 光春	17番	川西喜一郎
18番	山下 隆之	19番	杉本 周平
20番	堀 清範	21番	堀 正
22番	石井 寿男	23番	前花 敏子
24番	竹島 信義	25番	佐伯 瑞穂

欠席委員(3人)

14番	熊西 忠治	15番	水元 睦雄
16番	石庭 文男		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第48号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第49号 農地等第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局
事務局長 坂木 猛 庶務係長 堀 修二
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課
主 任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 14 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「6 番 永森委員」「7 番 明石委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。
以上で日程第 2 を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第48号の説明）

議長（舟木会長）

報告第48号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第49号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第49号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第50号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

永森委員

さんの解約が多いんですが、代わりに耕作する人はだれですか？

事務局（堀）

地元の さんと さんが耕作することになります。

永森委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第47号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の9ページをご覧ください。

今回は2件ございます。

【議案第47号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1番については、贈与

2番については、経営規模拡大によるものです。以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第 4 8 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 4 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 10 ページの議案第 4 8 号をご覧ください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 6 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 4 8 号を議案書をもとに朗読】

- 1 番・2 番・3 番は資材置場としての転用申請です。
- 4 番は自己用一般住宅としての転用申請です。
- 5 番は農家分家住宅建築としての転用申請です。
- 6 番は駐車場としての転用申請です。

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長 (舟木会長)

1 番については杉本委員より説明をお願いします。

杉本委員

議案第 4 8 号の 1 番について説明します。
申請人は 地内で 業を営んでいます。
このほど、保管する資材の種類が多様化や保管量の増大に対応するため、現在の資材置場の拡張を計画しています。
そこで用地の検討したところ既存の資材置場に隣接する用地を確保することができました。既存敷地との一体利用ができ、業務の効率化が図れます。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び生産組合等の同意も得られております。

議長 (舟木会長)

2 番については水元委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局 (堀)

議案第 4 8 号の 2 番について説明します。
譲受人は 地内で 処理業を営んでいます。
現在、既存敷地内では事務所及び工場や倉庫があり、資材や商品を保管し

ておりますが取扱量の増加に伴い既存の倉庫だけでは手狭な状態となっております。申請地は既存敷地に隣接しており一体利用できるのも大変都合がよいと考えています。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3番については若林委員より説明をお願いします。

若林委員

議案第48号の3番について説明します。

申請人は 地内で 業を営んでいます。

年々、業務を拡大してきており、既存地だけでは土砂や建築資材の置場が不足しております。また敷地内での安全な車両の運用にも支障があることから敷地の拡張を計画しています。

既存地と隣接する用地を確保し業務の効率化を図る所存であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4番については城石委員より説明をお願いします。

城石委員

議案第48号の4番について説明します。

申請人は 地内のアパートで妻、子供3人と暮らしています。子供も大きくなりアパートでは手狭な状況になっていきます。また両親の面倒のことも考え、本家に隣接する父所有の畑を転用して分家住宅を建てることにしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

5番については前田委員より説明をお願いします。

前田委員

議案第48号の5番について説明します。

申請人は 市内のアパートで妻と暮らしています。本年、子供が生まれる予定であり、安定した生活環境を整えるため、また両親の面倒のことも考え、本家に隣接する父所有の田を転用して分家住宅を建てることにしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会の同意も得られております。

議長（舟木会長）

6番については前田職務代理より説明をお願いします。

前田職務代理

議案第48号の6番について説明します。

申請人は 地内で 業を営んでいます。

年々、業績は順調に拡大してきており、既存工場内で工場を増築してきましたが現在では作業スペースが狭くなり、従業員のための駐車場を既存工場内で確保できません。そこで工場の近くで用地を検討し、確保しましたが一部農地が含まれており、今回転用申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第48号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は資材置場であり、既存地の拡張であることから、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は資材置場であり、既存地の拡張であることから、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は資材置場であり、既存地の拡張であることから、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

4番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は自己用一般住宅であり、集落にも接続していることから、やむを得ないと判断します。

5番については、申請地が市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は農家分家住宅建築であり、集落にも接続していることから、問題ないと判断します。

6番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は駐車場であり、既存地の拡張であることから、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

松山委員

2番は何で再申請したのか。

事務局（堀）

開発許可申請の手続きに時間を要することになったので一度取下げを行い、今回再申請するものです。農地法上は問題ありません。

松山委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第48号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第49号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第49号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木）

只今、事務局より説明がありました。本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第49号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木）

挙手全員であります。

よって、議案第49号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第14回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時00分

その他報告事項

農業委員会と農業者との意見交換会について（予定）

開催日 2月下旬

参集 会長、会長職務代理、運営委員

平成27年度農業委員研修会について

日時 平成28年3月11日（金）午後1時30分より午後4時30分まで

場所 「富山自遊館」自遊館ホール

当日は市バスで会場まで送迎します。

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成28年3月4日（金）午後2時から

射水市役所 布目庁舎301号室

議長 舟木 康真

署名委員 永森 薫

署名委員 明石 茂

第十四回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十八年二月十日
至 平成二十八年二月二十九日